

地域総がかりで作ろう



文化財 保存活用 地域計画

作成のための ハンドブック



はじめに

平成30年度の文化財保護法改正に伴って作成が可能となった「文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という。)は、令和7年3月現在、第1期計画は194市町村、第2期計画は1市が文化庁長官の認定を受けています。平成31年3月4日、文化庁は市町村が地域計画の認定基準を満たした計画を作成するために「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針(令和7年3月最終変更)」(以下、「指針」という。)を示し、作成を進める上での標準的な考え方を提示してきました。法改正から6年を経て、多くの地域計画が認定され、事例が集まったことから、認定計画の事例を用いながら、各章ごとに具体的な記述内容を提示し、記載すべき内容の導き出し方や手法、作成で困った際のヒントやアドバイスなどを、「地域計画作成のためのハンドブック」に取りまとめました。

ハンドブックは、「文化財保存活用地域計画の概要」、「文化財保存活用地域計画作成の手始め」、「文化財保存活用地域計画の構成案と解説・留意点」の3部構成となっています。

第1部は、地域計画制度の内容や背景、作成後のメリット、想定される効果など、地域計画の概要を記し、制度の概要を理解することはもちろんのこと、市町村の担当者が地域計画を作成することになった際、様々な関係者に説明する時に必要な内容を収めています。

第2部は、地域計画を作成することが決まった担当者が、地域計画作成に取り掛かる前に確認しておくべき、認定までのスケジュール、体制などの内容、どのようなところから始めたらいのかの手がかりをまとめました。地域計画認定までの2~3年の大まかなスケジュールを組む前、予算確保の前に読むと参考になる内容をまとめています。また、都道府県が域内市町村のために準備

している資料等も静岡県の事例を用いて紹介しました。

第3部は、指針に示している構成案に基づき、認定計画を用いて、各章の考え方や留意点を解説しています。地域計画は、指針に記載しなければならない項目を定めているものの、人口規模、文化財の数、地域の特徴、市町村の上位計画が向かおうとしている方向性等によって、カタチや中身は千差万別です。市町村の担当者が地域計画を作成する際に、認定されている計画を参考にしながら、記載すべき内容の導き出し方や手法を学び、市町村としてどのようにしていくか検討できるような構成となっています。また、文化庁がこれまで認定をしていく中で、気づいた点をポイントとして紹介したり、作成中に困った際のヒントなども記載したりしています。

また、市町村が地域計画を作成する際に立ち上げる協議会等の委員として、多くの市町村の計画作成を支えてきた5名の先生方にも執筆いただきました。「文化財保護の新展開」や「文化財保存活用地域計画～その意図するところ」等のコラムを、ハンドブック内に掲載しています。コラムには、市町村と共に作成をしてきたからこそ、これから作成する担当者に伝えたい内容が込められています。ここで感謝の意を表します。

文化庁が実施したアンケートによると、今後も、地域計画の作成を進めたいという市町村の数は増えていく予定です。本ハンドブックは、地域計画を作成するにあたって必要な情報を1冊にまとめ、初めて計画を作成する人にもわかりやすく解説したハンドブックとなっています。この「地域計画作成のためのハンドブック」を多くの市町村の担当者、都道府県の担当者の皆様にご活用いただければ幸いです。

目次

第1部 文化財保存活用地域計画の概要

① 地域計画とは? ······	P02
② 中・長期的な視点とは? ······	P02
③ これまでの文化財保護との違い ······	P03
④ 市町村内の地域計画の位置付け ······	P03
⑤ 地域計画の認定を受けた場合の特例 ······	P04
⑥ 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット ······	P06
⑦ 地域計画作成により想定される効果 ······	P06
⑧ 第2期以降を目指している市町村の担当者へ ······	P14

第2部 文化財保存活用地域計画作成の手始め

① 認定までのスケジュール ······	P18
② 地域計画作成の体制 ······	P21
③ 認定基準 ······	P22
④ 地域計画の作成手順 ······	P23
⑤ 地域計画作成の際の住民の巻き込み方 ······	P28
⑥ 地域計画を作成する際の参考資料 ······	P32
⑦ 文化庁との協議 ······	P34
⑧ 作成される皆さんへメッセージ「地域計画の作成にあたって」 ······	P35

第3部 文化財保存活用地域計画の構成案と解説・留意点

① 地域計画の構成案 ······	P37
② 計画とは? ······	P37
③ 地域計画の章ごとの解説・留意点 ······	P37
序章 ······	P37
第1章 当該市町村の概要 ······	P43
第2章 当該市町村の文化財の概要 ······	P45
第3章 当該市町村の歴史文化の特性 ······	P48
第4章 文化財に関する既往の把握調査 ······	P57
第5章 文化財の保存・活用に関する将来像 ······	P60
第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針 ······	P61
第7章 文化財の保存・活用に関する措置 ······	P63
第8章 関連文化財群(任意) ······	P67
第9章 文化財保存活用区域(任意) ······	P77
第10章 文化財の保存・活用の推進体制 ······	P82
参考資料・動画の二次元コード ······	P85

文化財保存活用地域計画の概要

ここでは、文化財保存活用地域計画(以下、「地域計画」という。)制度の内容や背景、作成後のメリット、想定される効果など、制度の概要を紹介します。地域計画制度の概要を知りたい方は、まずこちらをご覧ください。

▶ 動画でもご確認いただけます

H31年度 文化庁作成動画
(B)文化財保存活用地域計画について(文化庁)



H31年度 文化庁作成動画
(1)文化財保存活用地域計画制度化の背景(文化庁)



① 地域計画とは?

地域計画は、文化財保護法の第183条の3に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画で、市町村の総合計画などの上位計画の下に体系づけられるものです。地域の歴史や文化の文脈に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特性を生かした地域振興を図るとともに、確実な文化財の継承につなげます。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスター プランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するア

クションプランの両方の役割を担います。この地域計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・府内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、生かし、伝える体制を構築し、文化財の存続につなげることが期待されます。

▶ 動画でもご確認いただけます

H31年度 文化庁作成動画
(2)文化財保存活用地域計画の概要(文化庁)



「文化財保存活用地域計画」の役割

市町村において総合計画などの上位計画の下に体系づけられる、文化財の保存と活用に係る総合的な法定計画

文化財保護行政において
2つの役割を担う

- ◆ 中・長期的な基本方針を定める
マスター プラン
- ◆ 具体的な事業を記載する
アクション プラン

地域計画の2つの役割

マスター プラン

将来像の実現に向けた
中・長期的な基本方針

アクション プラン

マスター プランに基づき
計画期間に実施する具体的な事業

② 中・長期的な視点とは?

地域計画は、文化財保護行政の中・長期的な視点を持って作成していきましょう。ここで言う中・長期的とは、20~30年を指します。20~30年後、どのようなまちであってほしいかを考えた上で、第1期の5~10年の間に何をしなければならないのか、考えましょう。

地域計画の計画期間が終了する際、地域計画を継続する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行う必要があります。地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その

結果を次期地域計画へ反映させ、中・長期的に目指す将来像に向かっていきましょう。

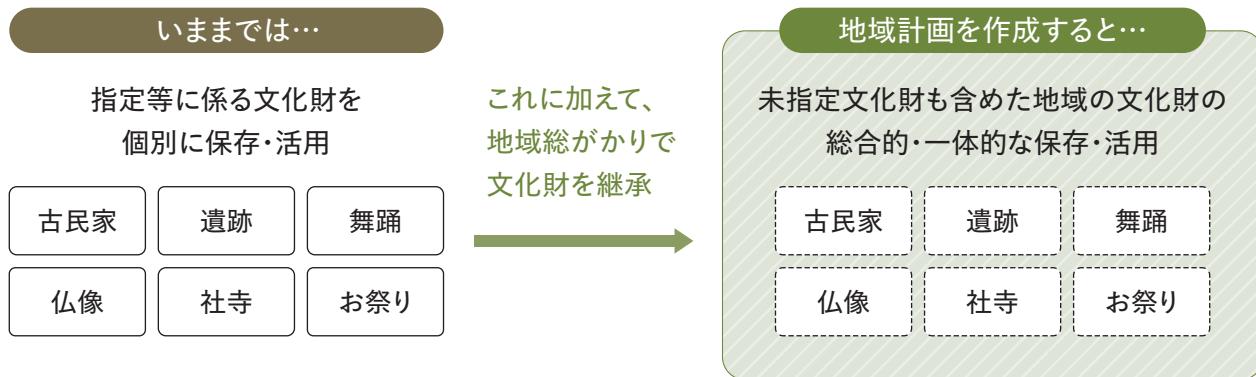
中・長期的な視点
(20~30年後、どうなっていか?)



③ これまでの文化財保護との違い

これまでの文化財保護との大きな違いは、対象となる文化財の範囲の広さです。これまで、個別の指定等文化財を保護してきましたが、地域計画では、未指定文化財を含む域内の文化財全体を把握し、それらを各市町村が保存・活用していくことを目指しています。そうして把握し

た指定等・未指定文化財を基礎資料として地域や府内で共有することにより、教育や観光、景観づくりへの活用などの様々な取組に生かすことができるようになり、その結果としてそれらの継承も可能となります。

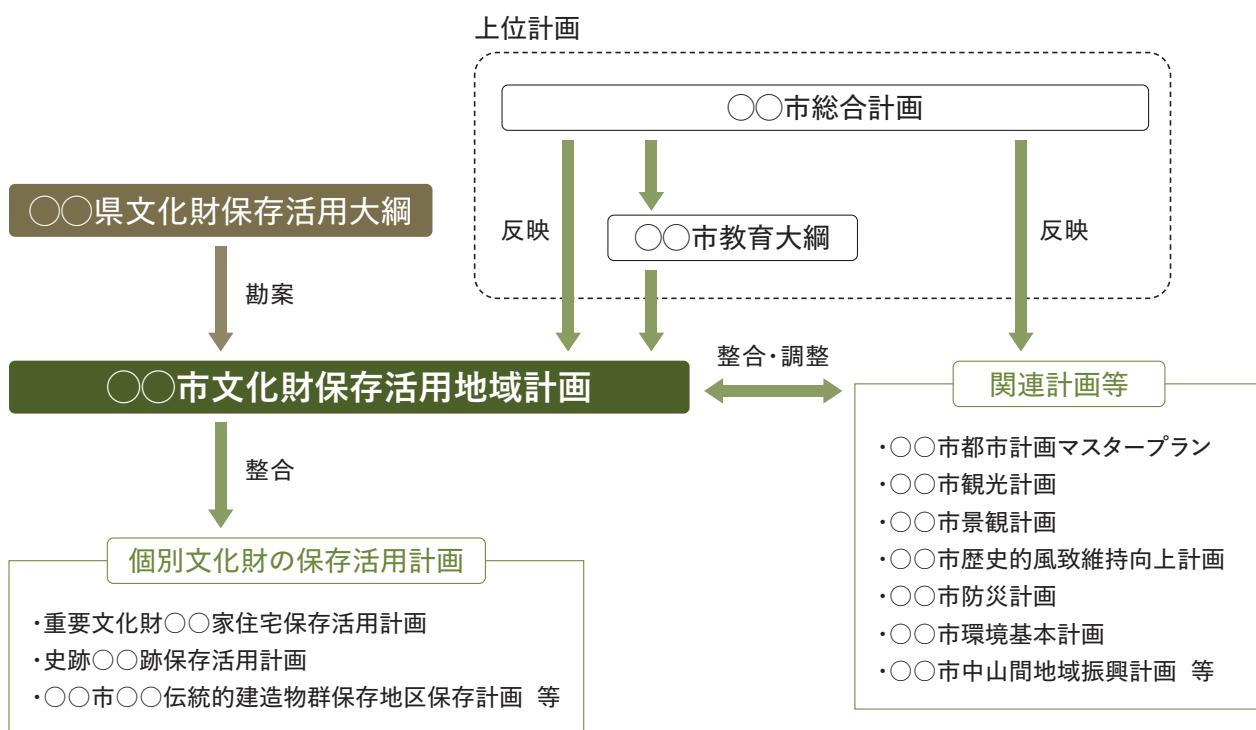


④ 市町村内の地域計画の位置付け

地域計画は、市町村の分野別の計画の1つです。市町村によって異なりますが、多くの場合、地域計画は、各市町村の上位計画である総合計画など(市町村によって教育大綱などが含まれる場合もあります)の下に位置付けられ、都市計画マスターplanや観光計画などの分野別の

計画と横並びの関係になります。地域計画は文化財分野では上位計画となるため、個別の文化財保存活用計画を持っている場合、それらは地域計画の下に位置づけられます。したがって、個別の文化財保存活用計画などは、地域計画に照らし適切なものであることが求められます。

「文化財保存活用地域計画」は、市町村の分野別計画



5 地域計画の認定を受けた場合の特例

地域計画の認定を受けた場合の特例として、法律に記載されているのは、以下の2つの事項です。

文化財保護法に基づく
文化財保存活用大綱・
文化財保存活用地域計画
作成等に関する指針



〈参照〉P9～P11

地域計画が国の認定を受けた場合の特例

1 国文化財登録原簿への登録の提案(第183条の5)

- ◆ 地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財に対して速やかな保護措置を講じつつ、規則が緩やかな登録制度を活用して所有者などの創意による様々な活用を促進
- ◆ 提案の際は、地方文化財保護審議会の意見を聞いた上で、都道府県を経由して文化庁へ必要な書類を提出

2 認定市町村による事務処理の特例(第184条の2)

- ◆ 認定地域計画の主体的かつ円滑な推進を図るため、現在、都道府県・政令市・中核市などにおいて処理されている事務について、希望に応じて、認定市町村において実施
- ◆ 特例の適用を希望する場合は、認定を申請する地域計画において、特例の適用を希望する事務の内容について記載

認定市町村による事務処理の特例

対象の事務

現在権限委譲されている範囲

新たに特例対象となる範囲



※1 長官が現状変更等許可したものに対する停止命令は都道府県教委のみ。

※事務処理の特例を希望する場合、事前に関係する部門の調査官と調整が必要です。

広域文化観光部門が関係部門と調整します。早めにご相談ください。

※なお、認定市町村が事務の特例を希望する際、現在、当該事務は都道府県が処理することとされていることから、円滑な特例の実施のため、都道府県とも事前に相談してください。

事例 小山町 事務処理の特例を希望する場合は、以下の内容を記載してください。

(5) 事務処理特例の適用を希望する事務の内容

国指定の文化財について、その現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは（以下、「現状変更等」）、文化庁長官の許可を受けなければなりません。小山町では、特別名勝富士山と史跡富士山がこの対象となり、文化財保護法第125条第1項に基づく手続きが必要となります。

ただし、上記2件の国指定文化財の「現状変更等」の制限にかかる文化庁長官の権限については、重大なものを除いて、その一部が静岡県に委譲されています（文化財保護法第184条の二及び文化財保護法施行令第5条第4項第1号）。小山町における特別名勝富士山、史跡富士山においては、これまで期間を限った小規模建築物の設置、新たな掘削等を伴わない観測機器や通信機器の設置等を行う場合は、事前に静岡県知事（平成31年3月以前は静岡県教育委員会教育長）から現状変更の許可を受けています。

本計画が文化庁長官の認定を受けることにより、小山町としては、次に掲げる事務について、文化財保護法第184条の2第1項に基づく権限委譲を希望します。

【権限委譲を希望する事務の内容と希望する期間】

権限委譲を希望する事務の内容	権限委譲を希望する期間
特別名勝富士山及び史跡富士山に関する文化財保護法施行令第5条第4項第1号イヘルに規定する事務	令和6年4月1日から令和13年3月31日まで

権限委譲を希望する旨を記載

権限委譲を希望する事務の内容と希望する期間を記載

なお、過去の実績を踏まえ、今後も「現状変更等」の許可申請が見込まれる主な事業は表7-2のとおりです。これらについては、上記の権限委譲が行われた場合には、小山町が「現状変更等」の許可に関する手続きを行うことになります。これらの「現状変更等」の手続きにあたっては、文化庁及び静岡県の助言のもと、『特別名勝富士山保存管理計画』及び『史跡富士山保存管理計画』に照らし、許可等の可否を判断していきます。

【現状変更等に関する措置】

表の解説

- 実施期間：前期…R 6～7、後期…R 8～12、次期…次期計画の対象期間
- 実施主体の詳細は第7章を参照
- 期間を設けるもの…実線、恒常的に行うもの…点線
- 実施主体：◎…特に主体的に実施、○…主体的に実施

権限委譲を希望する事務の内容に関する措置を記載

※この措置は必ず計画に記載のある措置を書くこと

No	方針	措置の名称	措置の内容	実施期間			実施主体			
				前期	後期	次期	行政担当課	所有者等	地域	団体等
A15	④	国指定文化財の現状変更	富士登山者を計測するカウンターの設置、富士山保全協力金等徴収小屋の仮設、コンテナボックスの仮設、携帯電話基地局アンテナの設置等に対する文化財保護法に基づく手続きの実施				◎生涯学習課	○	○	○

表7-2 現状変更の許可申請が見込まれる主な事業

No	内容	実施主体	場所	指定区分
①	富士山登山者を計測するカウンターの設置	小山町	須走口登山道 五～六合目	特別名勝富士山 史跡富士山
②	富士山保全協力金等徴収小屋の仮設	静岡県	須走口登山道 五合目	特別名勝富士山
③	資材保管用コンテナボックスの仮設	民間企業等	五合目駐車場	特別名勝富士山
④	調査用計測機器の仮設	大学等 研究機関	五合目付近 ～八合目	特別名勝富士山 史跡富士山
⑤	登山者誘導標識等の仮設	静岡県・ 小山町	五合目付近 ～八合目	特別名勝富士山 史跡富士山

上の措置に書ききれないと詳細があれば記載すること

⑥ 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

文化庁が令和2(2020)年10月に実施した、地域計画認定市町村へのアンケートでは、以下のようなメリットが挙がりました。その他、第1号認定の市町村の担当者に対して認定直後と、認定後5年経過した時にヒアリングを行いました。その内容は、『月刊文化財』の令和5(2023)年5月号の特集^{※1}にまとめていますので、参考にしてください。

※1 第一法規『月刊文化財 令和5年5月号』、「特集 地域文化創生本部における取組の軌跡 - 文化財保存活用地域計画と生活文化の保護・振興 -」[II 認定市町村へのインタビュー「文化財保存活用地域計画の作成と認定後の歩み」]

▶ 動画でもご確認いただけます

H31年度 文化庁作成動画

(11)

「文化財保存活用地域計画」の認定を目指す皆さんへ(文化庁)
【認定市町の担当者へのインタビュー】



認定市町村が感じた 地域計画作成のメリット

地域計画認定市町村へのアンケート
(2020年10月)より

- 1 文化財保護におけるビジョンの共有
- 2 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- 3 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
- 4 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
- 5 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
- 6 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
- 7 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- 8 補助率加算などの国庫補助事業における優遇

文化庁パンフレット「地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画 —歴史文化で魅力ある地域へ—」P2

アンケートで挙がった
メリット⑧の具体的な内容は、
右記の通りです。

- 令和7年3月現在、以下のような事業を用意しています。
詳しくは、文化庁のホームページをご覧ください。
1. 地域計画を作成済の場合、申請可能
 2. 地域計画を作成済の場合、補助金5%加算
 3. 地域計画が認定済の場合、優先的採択の見込み

⑦ 地域計画作成により想定される効果

地域計画、地域計画の前身の制度である歴史文化基本構想の制度設立のため、文化審議会文化財分科会で議論されたことを踏まえ、地域計画の作成により想定される効果を4つにまとめました。

効果 1

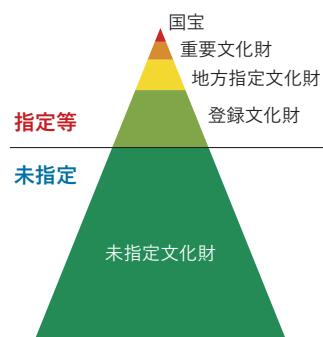
地域に潜在している文化財がその価値を見出されないまま
失われていくことを未然に防ぐこと(未指定文化財の保護)

文化財とは、文化財保護法の第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいいます。また、文化財保護法に規定される埋蔵文化財、文化財の保存技術も、保護の対象としてきました。なお、これらは国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、行政による保護や措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれます。しかし一般的に、法や条例によって保護されている国宝や重要文化財などをもって「文化財」と認識されてきました。本来、文化財は私たちに身近なもので、我々のまわりには文化財があふれています。一方で、保護されている文化財はかなり限定期的です。それは古い時代から残る、優品、希少品を優先的に保護することから

始まった制度だからと言えます。そのため、一般的なもの、普通のもの、とみなされる文化財は、ほぼ保護や支援の対象外でした。

指定等文化財と
未指定文化財

- ◆ 保護の対象は
優品・希少品が中心
- ◆ 一般的と見なされる
文化財は、保護や助成の
対象外であることが多い

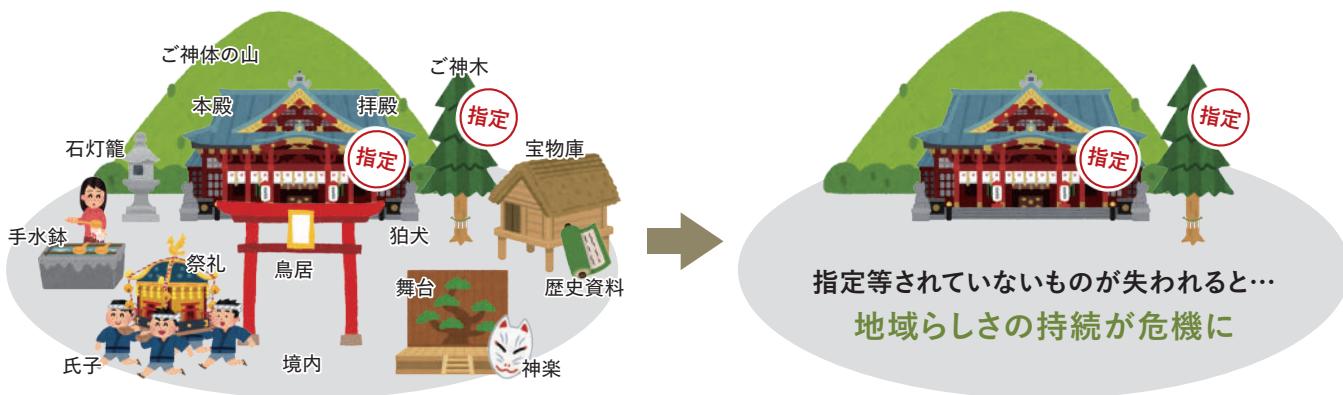


優品主義の限界

当たり前のように我々の傍に存在している未指定文化財は、地域に重層する歴史や文化を支えています。それに気づいたのが、平成7(1995)年1月17日の阪神・淡路大震災でした。災害対応では、人命救助やインフラ整備が優先され、保護の対象となっていた多くの未指定文化財は救出できず、何が失われたかも把握できない状況でした。普段は特に気にとめていなくても、未指定文化財が地域の風情や雰囲気に果たす役割は大きく、震災の後、失ってはじめて、人々の精神的なよりどころとなっていたことや、社会や住民の暮らしに欠かすことができないも

のであったことが認識されました。震災復興を振り返る様々なシンポジウムや検証では、有事において地域の歴史や文化を維持するために、身近な未指定の文化財を常日頃から把握し、リスト化しておくことの必要性が叫ばれました。

このように、阪神・淡路大震災のような災害が起きてしまったり、人口減少により集落が消滅してしまったりして、未指定文化財や周辺環境が失われると、たとえ指定等文化財が残ったとしても、地域らしさが失われます。



文化財を取り巻く状況と危機

災害に加えて、多種多様な文化財の存続を脅かすのが、人口減少や少子高齢化、文化財への興味関心の希薄化などです。既に日本には人口減少社会が到来しています。厚生労働白書によると、平成20(2008)年にピークを迎えた人口1億2,808万人は、2050年には、約1億人にまで減り、2100年には5,000万人を切る場合もあると推測されています。

また、国土交通省は、集落の消滅は次々と起こり、人口の地域格差や偏りもあって、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村は2割、また、2050年には2割の地域に人がいなくなると推計しています。それに伴い、民家などは管理する人がいなくなり、空き家となって、その中に眠る古文書や、地域に伝わる伝統的な行事や風習、生業がつくりあげた景観など、多くの文化財が失われていくことが予想されます。



総務省・国土交通省が実施した過疎地域等1,045市町村へのアンケート調査結果^{※1}

多くの集落で発生している問題や現象

〔複数回答〕(市町村担当者へのアンケート結果)

- ・住宅の荒廃(老朽化の増加) 69.2%
- ・伝統的祭事の衰退 46.7%
- ・集落としての一体感や連帯意識の低下 40.5%
- ・伝統芸能の衰退 37.1%
- ・地域の伝統的生活文化の衰退 34.3%

集落人口に占める高齢者割合が50%以上の集落

(65歳以上人口が占める割合) 22,437集落

今後10年以内に

無居住化の可能性がある集落 505集落

いずれ無居住化する

可能性があるとみられる集落 3,117集落

2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村は2割^{※2}、2050年には2割の地域が無居住化^{※3}

※1. 総務省 R2年3月「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」 ※2. 国立社会保障・人口問題研究所 R5年12月22日公表「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」 ※3. 土地交通省 R2年10月「国土の長期展望」中間とりまとめ

未指定文化財の滅失

「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」(平成19(2007)年10月30日)は、右のように、大都市でも地方都市でも、歴史的な建造物が約5年間で10%失われているという調査結果を紹介しています。つまり、国や地方公共団体による指定等がされていない、地域や人々の暮らしの中に埋もれた文化財が、その存在を認識されながらも価値を見いだされないまま失われつつあるのです。

山口県萩市 1998年→2003年(5年間)

伝統的建造物 1,604棟→1,434棟(▲10.6%)

その他伝統要素(樹木・塀・垣など) 3,825件→3,460件(▲10.0%)

東京都台東区谷中地区 1986年→2001年(15年間)

住宅、店舗兼住宅などを中心とした「戦前のすまい」 537棟→369棟(▲31.3%)

石川県金沢市 1999年→2004年(5年間)

市全域 21,496棟→19,037棟(▲11.4%)

歴史的建築物 まちなか区域 10,877棟→9,506棟(▲12.6%)

上の例では、約5年で約10%の文化財が滅失

文化庁 H19年10月「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」



地域計画作成により期待

文化財保護行政の基礎資料を整える

こうした背景を踏まえ、地域計画は、人口減少や災害に備え、調査や既存資料の整理によって地域にある文化財を把握し、リスト化するところから始めます。域内のどこに何があるのか、このリストが今後の文化財保護行政の基礎資料となります。リストは地図に落とし、ハザードマップと重ね、災害時の救出計画を立てたり、モニタリングに活用したり、観光に活用できる文化財を探すことにも利用が可能です。また文化財部局だけでなく、消防など府内の他部局や警察、住民と共有することで、保存と活用に生かし、有事に備える

こともできます。

ただし、必ずしも計画の作成・申請段階で、地域にある全ての文化財の網羅的な把握調査が完了していることを求めるものではありません。地域に所在する文化財について段階的に調査・把握を進めることを想定しており、今後の調査の実施について、地域計画の中に盛り込んでもらうことを考えています。まずは、既存の調査や資料を整理し、どの分野の調査ができるか、どの分野の調査ができるかを確認し、課題を整理し、計画に落とし込むことを意識しましょう。

効果 2

文化財を核とした環境の保護・整備を誘導し、
文化的な空間の形成により、当該文化財の
魅力を高めること(文化財の周辺環境の保護)

文化財の魅力を高めること(文化財の周辺環境の保護)

これまでの文化財保護は6つの類型ごとに、それぞれの性質に応じたきめ細やかな保護体制を確立してきました。我が国のこのきめ細やかな類型別の保護体制は、世界にも誇れるもので、類型を分けて専門性を高めること

で、より質の高い保護を可能にしてきたとも言えます。しかし一方で、こうした類型間の連携は課題です。それに関連する類型や周辺環境を総合的に把握・理解・保護する制度にはなっていません。



動画でもご確認いただけます

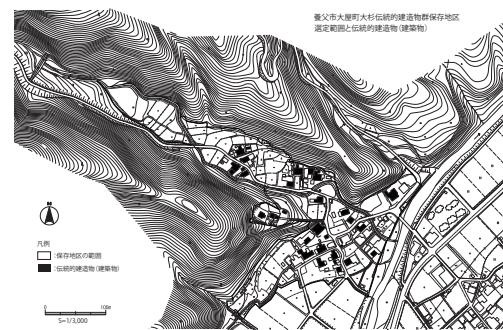
H31年度 文化府作成動画
(4)歴史文化とその特徴
(文化庁)

地域らしさの喪失

養父市を事例にみていきましょう。養父市は、兵庫県の北西部の市で、市域はほぼすべて中国山地にあります。山あいを流れる川沿いの、小さな平地ごとに集落が形成されています。耕作地が少なく、明治から昭和にかけて養蚕業が盛んに行われてきました。そのため、家の形も養蚕がしやすいように、越屋根を備えた三階建の養蚕民家がまとまって建っています。また、養蚕にかかる伝統行事が行われ、製糸工場に繭を運ぶ交通網も整備されました。

本来、文化財は、このように地形、気候、産業などと密接にかかわっており、互いに有機的なつながりを持って、一体不可分です。文化財は、それが置かれた環境の中で人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきました。そのため、把握の対象を指定等文化財に限定せず、未指定文化財も含め、地域の歴史や人々の生活とのかかわりを総合的にとらえる視点が必要です。

事例 養父市



耕作地が少ないため、養蚕業が盛んに



山間部に位置する養父市



養蚕民家の様子

養父市教育委員会提供



地域計画作成により期待

地域らしさ、地域の特性を把握

文化財とそれをとりまく環境の総体を、地域計画では「歴史文化」と呼びます。歴史文化は、地域に固有の風土の下、先人によって生み、育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動など

歴史文化の特性の例

- ① ○○国の繁栄
- ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
- ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
- ④ 近代化の波 — 鉱山・鉄道・養蚕 —
- ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の練磨
- ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
- ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化

この架空のまちのように、それぞれの地域には、地域らしさを示す様々な歴史文化があります。歴史文化は、地域固有のもので、市町村にとって他にはない強み、魅力になります。こうした視点によりまちを捉えていく。それが地域計画によって新たにできた視点や新しい文化財保護の在り方と言えます。

〈参照〉 第3部 ③ 第3章 …P48～56

の成果及びそれが存在する環境を総体として把握する概念です。歴史文化の特性は、地域らしさをあらわします。

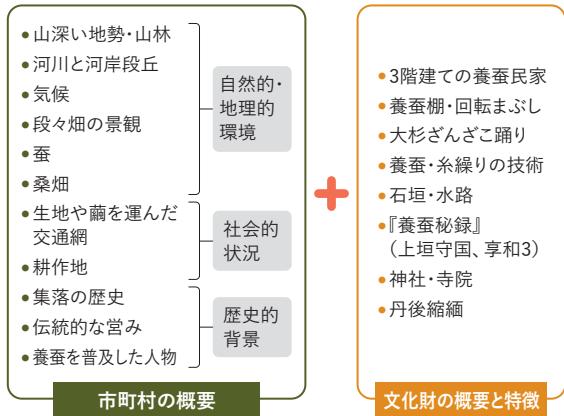


文化庁パンフレット「地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画 一歴史文化で魅力ある地域へ」表紙、P5

歴史文化の捉え方

これまで、右側のオレンジで囲った文化財を指定等して保護を図ってきましたが、地域計画では、個別の文化財の概要や特徴だけでなく、左側のように自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景も捉えます。そうすることにより、文化財とそれをとりまく環境を総体として把握することができます。先ほど例に挙げた養父市の場合、歴史文化の特性は「養蚕とともにある暮らし」のように表現することができます。このように歴史文化の特性は、文化財やそれに関係する様々な要素、地形などを俯瞰することにより整理することができます。

養父市の歴史文化



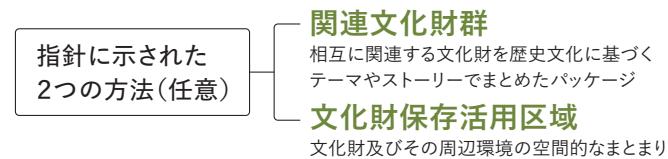
歴史文化の維持と保全のために

地域計画では、歴史文化の維持・保全のために、文化財や周辺環境をまとまりとして、総合的・一体的な保存・活用を進めます。具体的には、任意の事項となっている「関連文化財群」と「文化財保存活用区域」という2つの方法があります。

〈参照〉第3部 ③ 第8章・第9章 …P67～81

歴史文化(地域らしさ)を後世に伝えるために

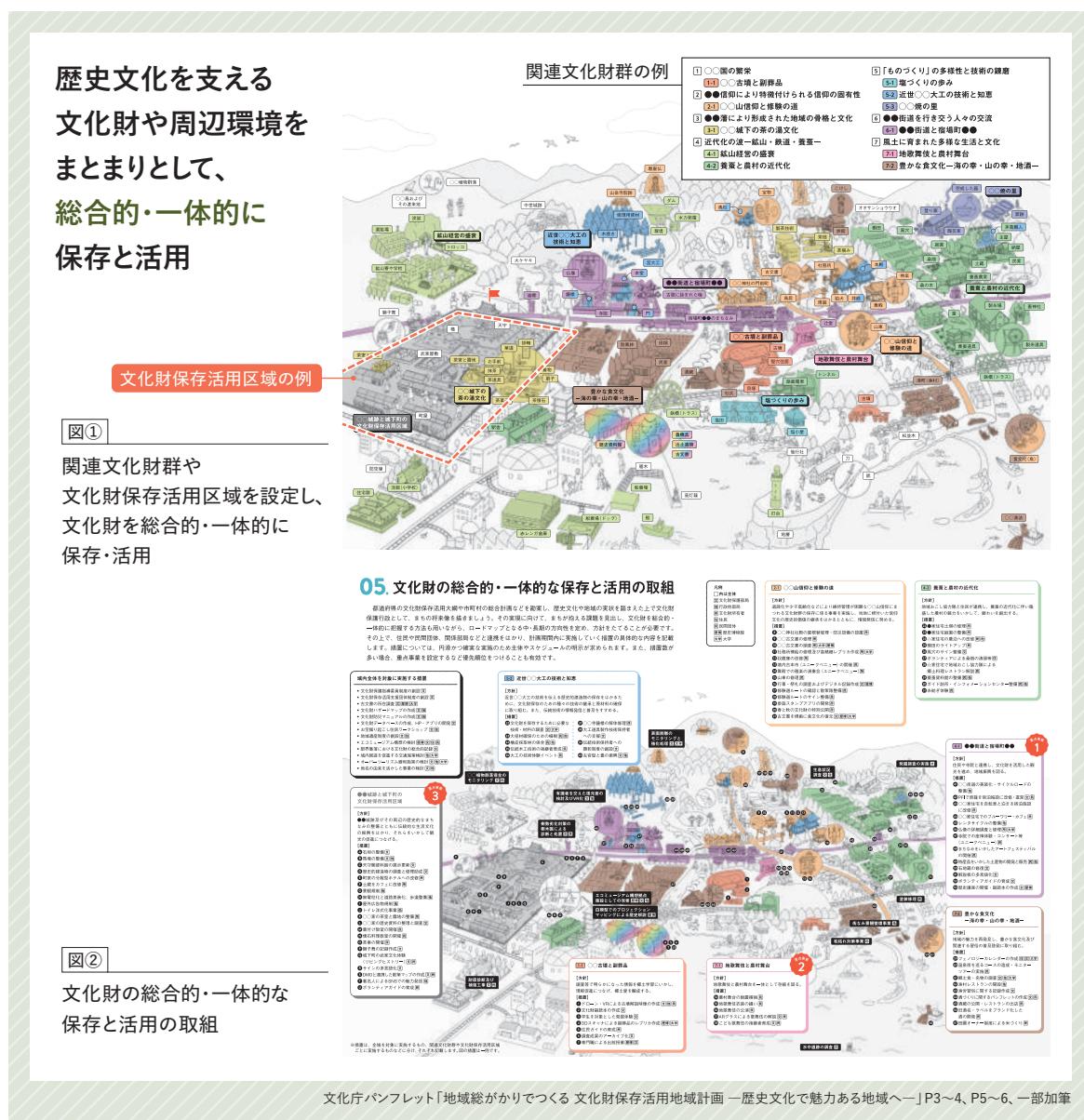
無数かつ多種多様な文化財とそれらを取り巻く環境を
まとまりとして総合的・一体的に保存・活用



関連文化財群や文化財保存活用区域による歴史文化的維持

地域計画では、普段まちに溶け込んで見えない歴史文化を明らかにし、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定し、それらの保存と活用の調整を図ります。下の図①は、色ごとにストーリーを与え、関連文化財群を設定した例です。これに方針と具体的な事業を記載したものが図②です。このように、歴史文化を生

かした幅広い文化財の保存・活用をまとまりを持って進めることにより、地域らしさの維持につながることを期待しています。図①のオレンジ色の点線部分が、文化財保存活用区域です。



効果3 文化財とその周辺環境を、一定の方針のもと、長期的な視野により
計画的に保存・活用し、他部局と連携した実効性のある措置が展開されること
(実効性のある計画的な行政運営)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくためには、各地域にある様々な文化財を指定等の有無や類型の違いにかかわらず適切に把握し、それらを、地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野により計画的に保存・活用していくことが必要です。

中・長期的な視点の必要性

これまで文化財保護行政は、修理1つとっても、文化財が壊れたら直す、壊れるまで触らないという対応が実情でした。しかしながら、中・長期的な視点を持ち、適切な修理のサイクルを計画に位置付けていくことは、文化財の価値を失うような損傷を防ぐだけでなく、修理費用の軽減や平準化にもつながります。

予算の確保の難しさ

これまで、文化財部局は分野別の計画を持たないことから、予算確保や他部局との連携の拠り所となるものは、上位計画の総合計画や教育基本計画などに限られました。それらに記載されている内容は、その他多くの分野の1つとしての位置付けであるため、事業実施の根拠としては、脆弱なものであったと言えます。



地域計画作成により期待

予算の確保

地方の文化財保護審議会や協議会と協議し、他部局とも調整を行いながら、地域計画を作成することにより、担当者の思いだけでなく、組織として必要な措置や人材が明確化されます。地域計画は、担当者が代わっても、また、担当者が専門職、事務職にかかわらず、予算を獲得する際の客観的な公の根拠資料となります。総合計画などの上位計画とのリンクを意識することにより、府内でのプレゼンスも高まり、より予算が取りやすくなったという認定市町村の声もあります。

実効性のある計画的な行政運営

目標達成のためにやるべきことが明確になると、目標を設定するだけでは見えなかった、達成までの道筋が明確になります。計画を立てることにより、業務の効率化が図られ、どの行動に時間をかけるべきなのか、どの課題に人、物、予算といった資源を投入すべきなのかを考えることができます。さらには業務にメリハリがつき、結果的に仕事の質を高めることにもつながります。計画を立てておくと、目標達成に沿わない行動なら実行前に修正でき、今だれがどのように行動しているかもスムーズに把握でき、実効性のある計画的な行政運営が可能となります。

効果4 地域の文化財の価値を分かりやすく人々に提示することにより、地域の文化財及び歴史文化に対する人々の理解が深まり、文化財保護において地域との連携協力が推進され、地域一体で文化財が継承されること(文化財への理解促進、地域総がかりで継承)

指定等文化財は、これまで高い専門性のもとで保護が図られてきた一方、一般の人々からは近寄りがたいものという印象を持たれる面が少なからずあります。これまでも、文化財の担当部局や所有者、所有者を支える住民や文化財の保存会などにより、文化財の継承が行われてきましたが、全国的に進みつつある少子高齢化や過疎化の状況を踏まえると、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で支える体制づくりが急務です。

他部局・民間との連携の難しさ

これまで文化財の担当部局は、まちづくりなどの担当部局や民間との連携が不十分で、文化財と一緒に価値をなす環境が整備されておらず、文化的な空間が創出されてきたとは必ずしも言えない状況です。また、都市計画などの関係する施策の中で文化財保護の観点がより配慮されていくことや、文化財周辺での文化財の価値を損なうおそれのある開発行為を抑制する仕組みを構築することが求められます。



地域計画作成により期待

共に活動する仲間づくり

計画を作成する段階から仲間づくりを進め、地域計画を作成することによって、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有することができます。また、相互に補完しながら協働し、関係者となるメンバーがビジョンを理解すると、お互いに目的が違ったとしても、同じ方向を向いて進むことが可能となり、地域総

〈参照〉第2部④⑤…P27～31

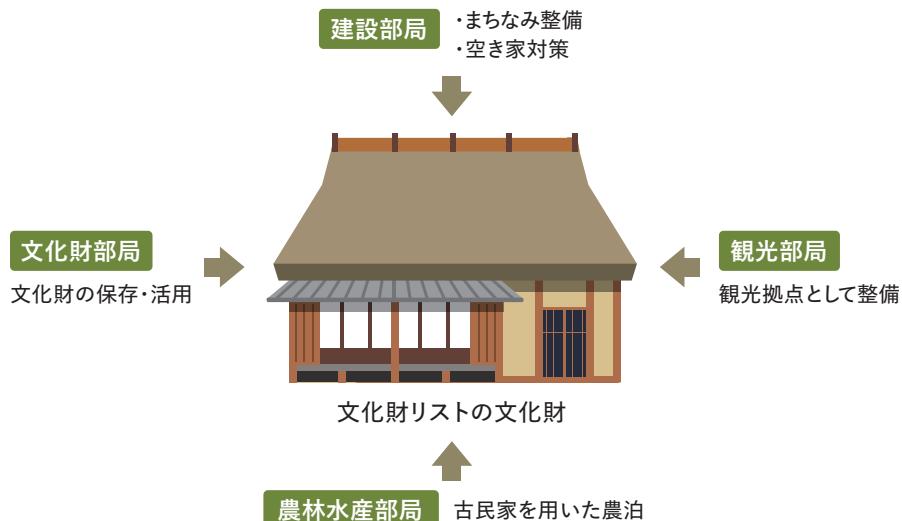
がかりでの文化財の保存・活用につながります。また、文化財保護法に位置付けられた計画という法的根拠を得ることにより、関係者や住民の理解も得られやすくなり、措置を円滑に進めやすくなる効果も期待されます。

他部局・民間との連携

地域計画の措置には、関連部局の施策を盛り込むことも効果的です。地域計画の作成時に把握した未指定も含む多種多様な文化財は数が多く、職員数が限られる文化財部局でその全てを保存・活用することは困難です。文化財は、他の部局や民間から見れば、観光資源や景観要素、都市拠点と捉えることができ、まちづくりやまちなみの整備の有効な資源となります。

〈参照〉第2部④…P23～27

各部局や民間での文化財に関する取組を、地域計画の措置に取り込むことにより、文化財の保存と活用に寄与するものとして位置付けられる場合があります。反対に、文化財部局としてその取組に文化財的な観点を加えもらうこともできます。それらの取組も地域計画に含めることは、より重層的で効果的な歴史文化を生かしたまちづくりにつながります。



他部局との連携

関係法令(都市計画法、景観法など)に基づく他部局の事業

- ◆ 景観規制の下で行われる歴史的建造物の改修
- ◆ 歴史的建造物を活用した農泊
- ◆ 史跡公園の整備
- ◆ まちなみ景観を生かすための無電柱化 など

複数の市町村による連携

地域計画の作成・認定申請は、複数の市町村が共同して行うことも可能です。その場合、地域計画の作成のための協議会についても共同で組織し、それぞれ市町村から関係者の参画を得るなどの連携を図りましょう。

COLUMN 01

「文化財保護の新展開」

文化財保護法は1950年の制定以来さまざまな改正がなされ、文化財の類型も文化財保護の方法も徐々に広がってきた。たしかに文化的景観の制度や無形文化財や地方公共団体にまで広がった登録文化財制度を見ると、優品主義から出発した仕組みがよくぞここまで拡大できたものだ、という感慨がある。

ただし、これまでの文化財保護が万全だったかというとそういうわけでもない。特に、指定・登録された文化財の種別を越えて、さらに周辺まで包含して進めるような施策にはこれまでほとんど踏み込めなかったと言える。その一線を越えることができたのが今回の「文化財保存活用地域計画」である。

2008年にスタートした歴史文化基本構想がその萌芽だったが、これを法定計画化したのが2018年の文化財保護法改正だった。

文化財、とりわけ土地に関連した史跡や建造物、有形・無形の民俗文化財等は、当然ながら地域社会や地域環境と密接なつながりを維持してきた。そして地

國學院大學 西村 幸夫

域社会や地域環境は、これも当然なのだが、山や川、谷や平野といった地形に刻まれた人々の営みの蓄積から成り立っている。つまり、こうした地域の歴史や文化の物語を読み解き、それらを地図の上に表現して、地域が大切にすべき歴史や文化をマスター・プランとして描くこと——これこそ、これまでやり遂げることが出来なかつた文化財保護の新しい施策だった。

未指定の文化財まで含めて、地域の歴史文化の物語を描くことで、身近な土地の新しい価値を見出すことにもつながるだろう。ここから文化財保護の新しい展開が始まる。

▶ 動画でもご確認いただけます

(A)R2年度 文化財保存活用地域計画
研修会 講演動画
「プランナーの視点から地域計画を考える」
西村幸夫(國學院大學)



COLUMN 02

「文化財保存活用地域計画～その意図するところ～」

京都橘大学 村上 裕道

地域文化の厚みが日本文化全体の豊かさの基盤であることを認識し、文化財を後の世代へ確実に継承するため、市町村においては域内の文化財の総合的な把握と保存活用のための必要な措置を定める「文化財保存活用地域計画(以下、「地域計画」という。)」を規定し、都道府県には取組の方針を定める「文化財保存活用大綱」を定めた。そして、これまで重要文化財等に指定・選定して個別に保護の措置を考えていたが、継承力の向上を目指して地域に所在する多様な文化財を地域社会全体の視点から保護の措置を考慮すべきと地域計画に明記した。

さらに、文化財保護法の上位法である文化芸術基本法に、文化芸術の振興にとどまらず「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなけれ

ばならない。」と文化財保護と地域における各施策との調整が必須となったことが規定された。つまり、文化財の保存活用の実施には、文化財価値の保全に加え、社会的価値・経済的価値、及び地域の諸価値との調整が重要となり、地域全体の観点から文化財の意義の明示がより求められるようになったと解釈すべきであろう。

文化財保護法の成立時から教育や国際交流との両立を図ってきたが、今般、いわゆる歴まち法に基づくまちづくりや歴史的資源を活かした文化観光の推進、そして、社会包摂を踏まえた文化財保護の展開等の法整備や国際条約の批准が進んできた。社会システムが大きく変化したことが理解できる。これまでの文化財部局のみの調整では、その実施は難しく、地域総体で取組む文化財保存活用地域計画の導入が必須となってきていることを理解すべきである。

⑧ 第2期以降を目指している市町村の担当者へ

すでに第1期の終期を迎え、第2期の認定を目指す自治体が少しずつ現れてきました。それぞれの市町村により、進捗管理や評価の方法は異なります。第1期の地域計画に記載した方法に基づいて評価し、第2期の内容を検討してください。第1期の認定を目指す自治体も、作成段階からどのように進捗管理や評価をするか検討し、計画に書き込みましょう。

参考に、令和5年8月3日、4日に実施した、文化財保存

活用地域計画連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）で、認定市町村が発表した内容を紹介します。その他、文化庁が実施したアンケートでは、市町村内の「事務事業評価」を使用したり、他課が実施する「市民満足度調査」などを活用したりしている市町村がありました。また、「評価結果を一般公開する」という市町村もありました。毎年進捗報告をし、「文化財の保存・活用の地域白書」的に広く市民に共有されることを意識しているところもあります。

事例 淡路市 KPI(成果指標)を用いた方法。

概要

事業ごとに設定したKPI(成果指標)に基づいた進捗状況を自己評価し、淡路市文化財保存活用地域計画推進会議で効果検証を行うとともに、計画の推進に生かす方法です。KPIは、短期に実施する措置にのみ設定し、中期又は長期の措置については、短期事業期間が完了した段階で改めて検討し、設定します。短期の評価期間はR4~6年度までです。

体制

地域計画の実現に向け、事業効果の検証や連携体制を構築する場として「淡路市文化財保存活用地域計画推進会議」を設置しました。計画作成時の検討会をもとに、市民、専門家、関係機関、行政で構成しました。

表5-1 施策展開に向けたKPI（成果指標）一覧

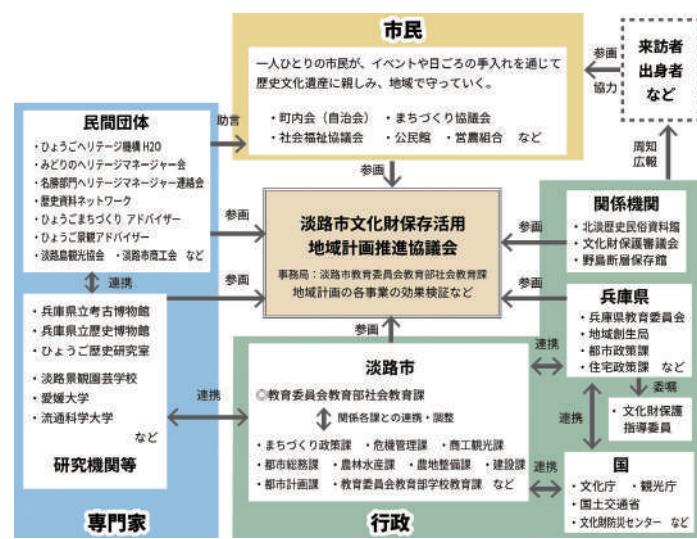
委託・扶助実績に向けたKPI（成績指標）一覧				
方針	指標 ^{※1}	指標	目標値	
方針 1-1	歴史文化遺産を活かしたふるさと学習	出席事業数	年1回	
	子ども観光大使の認定	認定数	年20人	
方針 1-2	地域計画の周知・広報事業	広報回数	年1回	
	歴史文化遺産の活用に関する府内連携と文化財保存活用地域計画推進協議会の開催	開催数	年1回	
	事業効果検証のためのデータ収集	データ収集回数	期間中1回	
方針 2-1	資料調査及び収集・整理・保存	調査数	年1回	
	市内埋蔵文化財調査	調査数	年2回	
	調査・研究成果の整理と公開	報告書数	期間中1冊	
	文化財保護法令に基づく指定等の推進	指定等数	期間中3件	
	指定等文化財保存事業	事業数	年1件	
方針 2-2	「海人」の調査・研究事業	調査数	年1回	
	広域的歴史文化まちづくり事業	事業数	年1回	
	和歌の路活用事業	マップ作成	完了	
	歴史ウォークイベントの開催	事業数	期間中1回	
方針 2-3	野島断層に関する講演会・イベントの開催	開催数	年1回	
	災害資料の調査・収集	資料数	年1資料	
	文化財防災の体制及びマニュアルの整備	マニュアル作成	完了	
	地域防災計画における位置付け	地域防災計画	位置付け	
	大規模災害に対する歴史文化遺産の防災対策	具体策の立案	年1件	
	文化財保護指導委員によるパートナーリー体制整備	指導委員	期間中2人	
方針 3-1	歴史文化遺産の公開事業	公開数	年1回	
	シンポジウム・講演会の開催	開催数	期間中2回	
方針 3-2	歴史文化情報発信	情報発信数	年4回	
	SNSを活用した情報発信	情報発信数	年5回	

*1 地域計画で短期に目標を実現するために実施する主な事業。次ページ以降の各事業計画一覧表の事業種類に対応している。

淡路市の担当者の声

地域計画におけるKPIの役割 (誰にわかってもらうのか?)

地域計画に定めた各事業を実践し、目標を達成するには、文化財行政がこれまでに関わりを持ってきた範囲とは比べものにならないほど広い範囲の人々と関係し、力を合わせて進まなければなりません。それに伴い、事業の目的や成果についての説明が必要となる人々も多く、多様になっていることから、誰もが理解できる手段が必要となっています。そのためにはKPIが必要と考えて設定しました。



淡路市の地域計画を推進するための関係者(連携体制)

淡路市の担当者の声

令和4年度に実施したKPIによる事業検証

右の表は、計画作成時に設定したKPIの一覧「目標値」と、令和4年度に実施した事業検証後の「実績値」の一覧です。

このように目標値と実績値を並べることで、順調に進んだ事業とそうでない事業が一目瞭然で、どんな関係者に対しても明確な結果説明ができます。

一方で、KPIは各事業を確実に進め地域計画の目的を達成するための手段です。目的ではなく、目標達成の手段であることを踏まえた各事業の位置付けとKPIの設定が大切だと感じています。

方針	措置	指標	目標値	実績値
方針 1-1	重1 旧原家住宅を活かした年中行事継承事業	開催数	期間中2回	0回
	重2 遺跡を拠点とした交流の場づくり	開催数	年2回	0回
	1 歴史文化遺産を活かしたふるさと学習	出前事業数	年1回	6回
	5 子ども観光大使の認定	認定数	年20人	27人
方針 1-2	重3 重点区域歴史文化遺産活用支援人材の育成	育成数	期間中2人	15人
	重4 重点区域歴史文化まちづくり連絡会の開催	開催数	年1回	0回
	重5 重点区域の宝探索	調査数	年1回	2回
	重6 古代鉄文化の普及促進事業	開催数	年1回	3回
	重7 自然環境調査・活用事業	事業数	期間中1回	0回
	9 地域計画の周知・広報事業	広報回数	年1回	4回
	14 歴史文化遺産の活用に関する府内連携と文化財保存活用地域計画推進協議会の開催	開催数	年1回	1回
1-2	15 事業効果検証のためのデータ収集	データ収集回数	期間中1回	1回
	13 市民協働による研究成果の活用			1事業
方針 2-1	重8 舟木遺跡の発掘調査	調査数	年1回	1回
	重9 舟木地域における歴史文化遺産の調査	調査数	年1回	4回
	重10 古民家・歴史的建造物の把握調査	調査数	期間中1回	0回
	重11 舟木遺跡調査報告書の刊行	報告書数	期間中1冊	0冊
	重14 舟木遺跡の保存活用計画の作成	計画作成	期間中着手	完了
	16 資料調査及び収集・整理・保存	調査数	年1回	11回
	17 市内埋蔵文化財調査	調査数	年2回	23回
方針 2-2	20 調査・研究成果の整理と公開	報告書数	期間中1冊	2冊
	21 文化財保護法令に基づく指定等の推進	指定等数	期間中3件	3件(1件)
	28 指定等文化財保存事業	事業数	年1件	5件
	30 「海入」の調査・研究事業	調査数	年1回	2回
	31 広域の歴史文化まちづくり事業	事業数	年1回	12回
	32 和歌の路活用事業	マップ作成	完了	完了
	36 歴史ウォーキングイベントの開催	事業数	期間中1回	0回

KPI(成果指標)一覧と令和4年度実績

R5年度 文化財保存活用地域計画連絡協議会 淡路市発表資料

事例 神河町 KPI(重要業績評価指標)とKGI(重要目標達成指標)を用いた方法。

概要

地域計画作成の段階で、地域計画の事業に対して「神河町地域創生総合戦略アクションプラン」の検証と整合性を持たせたKPIを設定し、「神河町長期総合計画」の「基本目標」からKGIを設定しました。事業ごとに設定したKPI(成果指標)に基づいて進捗状況を自己評価し、神河町歴史文化遺産保存活用協議会で計画の進捗管理と見直しを行う方法です。

神河町の担当者の声

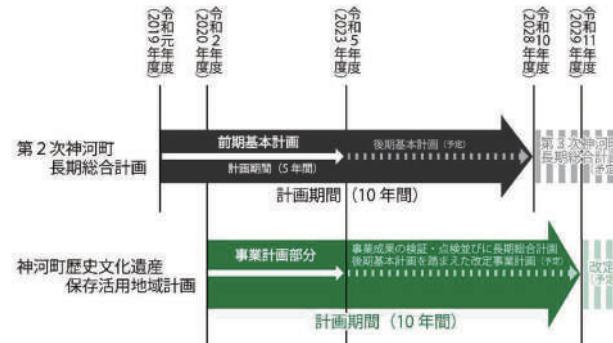
進捗管理・見直し時期

「第2次神河町長期総合計画」の前期基本計画が終わるタイミングで、進捗管理と見直しを行うことで、地域計画の後半部分をより良いものにしていく予定です。

KPI

神河町地域創生総合戦略アクションプランの検証と整合性を持たせたもの

KPI(重要業績評価指標)は、目標達成に向かってのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標です。



神河町長期総合計画と神河町歴史文化遺産保存活用地域計画との「計画期間」の関係

表 5-1 具体的な施策展開に向けたKPI(重要業績評価指標)およびKGI(重要目標達成指標)

指標	目標値(2023年度)	事業×2
(1) 遺跡・遺構に係る調査の実施数	計画期間の累計値	4件
(2) 歴史文化遺産の新規把録件数	計画期間の累計値	50件
(3) 神河町ホームページ(歴史文化情報ページへのアクセス数)	最終年度の値	4,5,6,7,8
(4) 歴史文化に関する講演会やイベントなどへの参加者数 ^{※1}	最終年度の値	10,11,12,13
(5) 小中学校での歴史文化に関する出前講座の回数	計画期間の累計値	10回
(6) 生涯学習における歴史文化に関する講座の回数	計画期間の累計値	20回
(7) 観光ガイドの登録数	最終年度の値	15,16,17
(8) 本造インバーンシップの参加者数	計画期間の累計値	100人
(9) 歴史文化に係る室内調整会議等の開催回数	各年度の値	2回/年
(10) 町内の歴史文化に関わるサークルや団体等の数 ^{※1}	最終年度の値	5団体
(11) 区による歴史文化の保存・活用活動への支援数	計画期間の累計値	22
(12) 国指定文化財の件数	計画期間の累計値	1件
(13) 新規文化財指定・登録等の件数	計画期間の累計値	27
(14) 保存・活用のための整備件数	計画期間の累計値	10件
(15) 神河町内での映画やドラマ等の新規撮影件数	計画期間の累計値	30,31,32,33
(16) 歴史文化遺産に関する防災訓練の開催	各年度の値	2件
(17) 旅行会社に紹介できる町内観光ガイド(新規件数 ^{※1})	計画期間の累計値	36

指標	目標値(2023年度)	2020年度実績値
A 神河町の歴史文化について何かひとつでも語れる人の割合 ^{※1}	最終年度の値	50.0%
B 神河町の歴史に誇りを持っている人の割合 ^{※1}	最終年度の値	80.0%
C 町内の観光施設入込客数 ^{※1}	最終年度の値	800,000人

※1 :『第2次神河町長期総合計画』に基づいて設定している指標である。

※2 :同指標を実現するために実施する主な事業、次ページ以降の各事業計画一覧表の事業番号に対応する。

注1 : KPI(重要業績評価指標)は、目標達成に向かってのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標である。
 注2 : KGI(重要目標達成指標)は、目標達成が達成されているかを計測するための指標である。ここでは、歴史文化を活かしたまちづくりの目標(「わがまちの宝もの」を輝かす)の実現に向けて実施する2020~2023年度事業の成果目標を設定する。

KGI

神河町長期総合計画の「基本目標」

KGI(重要目標達成指標)は、目標達成が達成されているかを計測するための指標です。ここでは、歴史文化を活かしたまちづくりの目標(「わがまちの宝もの」を輝かす)の実現に向けて実施する2020~2023年度事業の成果目標を設定しています。

R5年度 文化財保存活用地域計画連絡協議会 神河町発表資料

事例 那須塩原市 措置の表を進捗管理表として使用した方法。

概要

地域計画作成時に作成した「措置の表(※文化庁への提出物に含まれます)」を活用しました。措置の表に「進捗管理」の部分を追加して「進捗管理表」とし、府内の他課にも照会をかけ、評価をする手法です。また、進捗管理表だけでは記載内容にバラつきがでてしまうことが懸念されるため、記載要領を作成し、毎年度、「進捗管理表」を文化財保護審議会に報告しています。

那須塩原市の担当者の声

措置の表を活用した際のメリットと工夫した点

措置の表を活用することで、全ての措置の実施状況を把握することができ、一日でわかりやすいと感じています。またこの方法は、回答項目が多くないため、関係課の負担が少ない方法となっています。記載要領を作成し、それぞれの課で実績の入力をしても、一定の水準を保った評価ができるように工夫しました。

記載要領

「那須塩原市文化財保存活用地域計画」令和5年度実施状況調査票

記入事項

「那須塩原市文化財保存活用地域計画(令和5~9年度)」に基づき、以下の項目について記入してください。

■ 「担当課」欄については、令和5年度の管轄を示しています。

○担当課名：（担当課の名称のみ）

○担当課番号：（担当課の番号） 第6章 (P120~131)

- ・国際文化課： 第6章 (P100~P123)
- ・「文化財の活用地区」： 第6章 (P124~P128)

①「年度別実績」欄
以下のとおり記入欄を記入してください。

A : 実施した
B : お問い合わせした
C : 未対応でない
D : 対応していない
E : 事業終了

②「実施状況・実績」欄
○令和5年度の実施状況（実績）、成について具体的に記入してください。

③「課題等」欄
○A~Cの欄が場合は、「問題」に□で印を付けてください。
○Dの欄が場合は、「実施し、ない問題」を記入してください。
○Eの欄が場合は、「実施終了だった問題」を記入してください。

④「今後の予定」欄
○□に△印打った場合は、③の課題等を解決するため今後（R6～R9 年度）の取組内容を記載してください。

⑤その他の
○「申請書類」欄に前記がある場合は書き見し跡で修正して下さい。
○柱状図が「市（田畠地）」の表記について、市田畠地においては、連絡、協力して実施した事業がある。もしくは実施した事業を把握していないものについて記入して下さい。

「措置の表」に追加した進捗管理の項目

事例 小浜市 他の計画等と連動させる方法。

概要

R4年に策定した「御食国若狭おばま観光まちづくり戦略」に記載される観光と目指すべき姿は、小浜市文化財保存活用地域計画の将来像と共通することから、地域計画と小浜市内で進めている、他の計画（観光まちづくり戦略や日本遺産などの事業）と連動させて進捗管理・評価する方法をとっています。その他、地域計画に記載した措置の進捗は、「措置の表」を活用し、進捗状況・現時点の取組・課題を担当者が記入し、管理しています。

小浜市の担当者の声

日本遺産の評価など他計画の評価と連動する評価方法を用いることで、文化財関係者だけでなく、文化観光など様々な視点を持った専門家の評価や考えを地域計画の評価に反映させることができます。

総括評価		
1. 計画目標の達成に対する評価		
	評価	評価理由
(1) 日本濃度を活用した対客・活性化	可	<ul style="list-style-type: none"> ■「日本濃度発信地の観光入込数」は、R2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、目標達成に至らなかったものの、現に89.5%と高い達成率であった。 ■「外国人観光客の地元内入込数」は、新型コロナウイルス感染症以前は目標を達成していたものの、R2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、目標達成に至らなかったというやむを得ない理由がある。 ■「商店街ブランド構成内構成率」は目標を達成している。
(2) 日本濃度を核としたコミュニティの再生・活性化	可	<ul style="list-style-type: none"> ■「住民アンケートによる日本濃度適用済度を基準とする住民の割合」や「小学生への認知度」、「出前講座・出前授業の回数」は目標を達成している。
(3) 日本濃度に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立	可	<ul style="list-style-type: none"> ■「事業への協力団体登録」や「正規加盟店のツアーワークショップ」は目標を達成している。 ■「体制確立ワークショップ実施数」は、新型コロナウイルス感染症以前は目標を達成していたものの、R2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、目標達成に至らなかったものの、現に80%と高い達成率である。
(4) その他	可	<ul style="list-style-type: none"> ■「商店街コンシェルジュのガイド入試説」は、R2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、目標達成に至らなかったものの、R1年度においては80%と高い達成率であった。 ■「魅力発信会のための取組実績を実施した回数」は、目標を達成している。
Ⅱ. 収録内容に関する評価		
	評価	評価理由
(1) 観組整備	個別評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小市民・若狭町や株式会社までくりや小串（DCMO）が、地元観光推進といった地域活性により構築される協議会を設け、日本濃度を利用した取組を精力的に進めている。小市民・若狭町の事務局レベルで、日々に目標通り、日本濃度に関する取組を主導している。（「会員登録」の取り組み促進等を行っており、日本濃度を通じた地域活性化・観光の振興を図る上での効果及び継続的な運営の実績が見て取れる）
(2) 観組立案	個別評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブランディングコンセプトを明確にした際の取組が堅牢性がほしいもの。日本濃度の魅力や特徴を引ききたる、小市民・若狭町は歴史文化財保護を意識した、更なる文化財に対する意識の向上の意図が高く、今後もR3年まで小市民文化財保護の実施計画の実現（年内）（R3年）月次評議会等を行っており、日本濃度を通じた地域活性化・観光の振興を図る上での意義及び継続的な実施が見て取れる。
(3) 人材育成	個別評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在にじみ日本語によるガイドサービスの充実化が堅牢性がほしいもの。日本濃度のストラテジーを踏まえたコンシェルジュを育成し、観光に対する魅力や特徴を引きききたることとともに、立派な接客マネジメントを学び直し、単純な販売を300%以上受けている。現地ガイドマニュアル・インシケーション等の研修等を行っており、日本濃度を通じた地域活性化・観光の振興を図る上での意義及び継続的な実施が見て取れる。
(4) 駐停	個別評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駐停：まずは公共交通機関の運行頻度よりも、自転車・歩行者等の接続性が堅牢性がほしいもの。構造の小売にて多様化されると同時に問題を認識している。エリザベス通り・御幸通通りに加えて、駅周辺の主要な公共交通機関等を行っており、日本濃度を通じた地域活性化・観光の振興を通じて必要な実施の実績が見て取れる。

令和3年度に実施された日本遺産の総括評価

平成25年度 文化財保存活用地域計画連絡協議会 小浜市発表資料

COLUMN 03

「進捗管理と評価の重要性」

文化財保存活用地域計画(以下、「地域計画」という。)は、市町村には域内の文化財の総合的な把握と保存活用の考え方を示すとともに、現状と課題に基づく必要な措置を定めるアクションプランの公表まで求めている。そして、文化財保護に影響する地域社会の変化を踏まえ、概ね10年を周期に見直しを行うこととしている。

また、地域計画の作成において、広範な者の参加を求めていることは特筆すべきことである。教育委員会が主催する地域計画の作成会議若しくは同協議会には、当該市町村や当該市町村を含む同都道府県の他、文化財保存活用支援団体、文化財所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体等の参加を定めている。さらに、地方文化財保護審議会への意見聴取の他、地域計画に関する住民の意見を反映させるために公聴会を開催する等、と規定している。

つまり、地域計画の執行状況に関する報告は、住民

京都橘大学 村上 裕道

をはじめとした広範な者への賛意の担保が求められており、わかり易い表現が求められているところである。そのためには、事業の目標達成に向かってのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標であるKPI(重要業績評価指標)の設定が必須である。そして、協議会等で、毎年度の進捗管理を確認し、修正を図ることが重要であろう。

特に、平成30年の文化財保護法の改正時に、それまで、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされていたが、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することができるよう 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正した。それは、地域計画により、広範な関与者へ定期的に計画の明示が担保されることを想定して改正されたことを確認すべきである。

COLUMN 04

「第二次計画を目指す担当者のみなさまへ**～関連文化財群と文化的景観によるデスティネーション・イメージの構築」**

北海道大学 西山 徳明

文化財保存活用地域計画が導入される法改正以前、国や自治体により策定される種々の文化財の保存計画や保存管理計画は、見直しを定期・不定期に行うものの、基本的に計画期間を定めない恒久的なものでした。しかし、マスターplanでありかつアクションプランであると規定された地域計画は、計画年度を満了した際には、新たな計画を作成し認定を受ける必要があります。地域計画を有することの補助金等申請におけるメリットについては、既に十分認知されていると思いますが、単にそのためだけに計画を更新するのももったいないと思います。ぜひ関連文化財群や文化的景観制度を活用したデスティネーション・イメージ構築を意識して計画更新をして欲しいと思います。

現在の技術指針では、関連文化財群の設定が計画事項のオプションの位置付けになっていますが、一期目に関連文化財群を設定していない自治体には、二

期目にぜひ関連文化財群の設定を忘れずにお願いしたいと考えます。未指定のものを含めた文化財をリスト化し、一方でそれらを関連文化財群として総合的に把握するという考え方や活動が、発見された多くの文化財の継承を促し活用を容易にします。また、文化的景観という2004年に導入された新たな文化財種別があり、これこそまさにわかりやすい関連文化財群の捉え方であると言えます。有形・無形、動産・不動産の文化財によって地域の景観は構成され継承されていますが、これを地域が売りしたいデスティネーション・イメージの構築に利用して欲しいのです。国の選定を受ければ重要文化的景観として様々な支援等を受けることができますが、その前に関連文化財群の枠組みを使って地域の魅力、観光目的地としてあるいは移住目的地等としての魅力を文化的景観として把握すれば、地域ブランドの発信に大いに利用できるでしょう。